

元 田 監 第 66 号  
令和 元 年 12 月 25 日

田 村 市 長 本 田 仁 一 様  
田 村 市 議 会 議 長 大 和 田 博 様  
田 村 市 教 育 委 員 会 教 育 長 飯 村 新 市 様  
田 村 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 宗 像 修 様  
田 村 市 農 業 委 員 会 会 長 村 上 好 徳 様

田 村 市 監 査 委 員 郡 司 健 一

同 石 井 忠 治

令和元年度定期監査の結果報告について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

## 定期監査結果報告

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項、田村市監査委員条例第3条の規定に基づく監査

### 2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 石 井 忠 治

### 3. 令和元年度定期監査の実施日時及び対象について

月 日	時 間	対象課所名	監査場所
10月31日 (木)	9:30 ~ 10:25	議会事務局・監査委員事務局	田村市役所 第1委員会室(4階)
	10:30 ~ 11:00	会計課	
	11:03 ~ 11:31	農業委員会事務局	
	13:01 ~ 14:22	教育部生涯学習課	
	14:25 ~ 15:45	滝根行政局市民課	
	15:50 ~ 16:55	滝根行政局産業建設課	
11月1日 (金)	9:30 ~ 10:45	総務部総務課	
	10:45 ~ 11:05	選挙管理委員会事務局	
	11:05 ~ 12:15	総務部経営戦略室	
	13:00 ~ 14:40	総務部財政課	
	14:44 ~ 16:26	市民部市民課	
11月5日 (火)	9:30 ~ 10:35	市民部税務課	
	10:38 ~ 11:45	保健福祉部社会福祉課	
	13:00 ~ 14:10	保健福祉部こども未来課	
	14:13 ~ 15:48	保健福祉部高齢福祉課	
	15:55 ~ 17:08	保健福祉部保健課	
11月26日 (火)	9:30 ~ 10:53	大越行政局市民課	
	11:00 ~ 12:15	大越行政局産業建設課	
	13:10 ~ 14:18	常葉行政局市民課	
	14:25 ~ 15:36	常葉行政局産業建設課	
	15:45 ~ 16:41	都路行政局市民課	
11月27日 (水)	9:30 ~ 10:46	都路行政局産業建設課	
	11:02 ~ 12:11	産業部農林課	
	13:00 ~ 14:16	産業部商工課	
	14:18 ~ 15:45	産業部観光交流課	
	15:49 ~ 16:41	建設部建設課	
11月28日 (木)	9:30 ~ 10:35	建設部都市計画課	
	10:38 ~ 12:05	教育部教育総務課	
	12:58 ~ 14:04	教育部学校教育課	
	14:09 ~ 15:07	上下水道局上下水道課	
	15:10 ~ 16:15	市民部生活環境課	

### 4. 監査の範囲

- ・平成31年 4月から令和元年 9月までに実施した事務事業について
- ・委託契約における委託料の削減に向けた取組状況について
- ・賃貸借契約における賃借料の削減に向けた取組状況について

### 5. 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか
- (2) 委託契約における委託料の削減のに向けた取り組みが行なわれているか
- (3) 賃貸借契約における賃借料の削減のに向けた取り組みが行なわれているか

## 6. 監査の方法

- (1) 令和元年度（平成31年4月～令和元年9月）上半期の事務事業の実施状況について、所管課等から説明を聴取し、監査委員が質問するなどにより監査を実施した。
- (2) 平成30年度に締結された、(1) 委託契約及び(2) 賃貸借契約における委託料、賃借料の削減に向けた取り組みがなされているか否かを、各課所等から説明を聴取し、監査委員が質問するなどにより監査を実施した。
- (3) 監査の結果、指摘事項等があれば監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

## 7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、総体的に概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

一部に是正・改善を要する事項が認められたので、内容を十分に理解し、それぞれ必要な措置を講じられ、適正な事務処理に努められたい。

なお、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導した。

また、各課所等における「公共団体等の事務局設置及び事務従事状況」については、依然として、会計事務（公金・準公金取扱）がなされており、早急に、会計事務を当該公共団体等に移管するなどして預金通帳及び金融機関届出印（銀行印）を取扱わないように改善されたい。

### (1) 是正・改善を要する事項

#### ① 収入事務の未納対策について

税金、保険料、使用料などの滞納者については、自主財源の確保と負担の公平、公正の観点から、早期に督促するなど一層の収納率向上に努められたい。

なお、本庁所管課所等と各行政局各課の連携にあたっては、情報共有を密にするとともに、滞納整理等の収納業務については、「協働」により収納率向上に努められたい。

#### ② 公共的団体等にかかる会計事務について

職員による公共的団体等の会計事務については、各団体への移管が進められてきたが、未だに、会計事務に従事しており、今般、県内外の市町村において、公金に限らず、準公金（市費以外の現金）に関する不祥事が報告されていることから、関係する職員のリスク軽減及び各公共的団体等の自主的運営を促す観点から、公共団体への指導及び自営に向けた育成に努められたい。

#### ③ 委託料、賃借料の「削減」に向けた取組状況について

委託料及び賃借料は、平成30年度定期監査における(1)「委託料に関する調書」、(2)「土地・建物等の賃借料に関する調書」に掲載されている契約案件について、それぞれ削減に向けた取組がなされているか否かを監査したが、各課所における「削減取組事例」は少数に留まっており、今後は、『スクラップ&ビルド』により、委託契約における取捨選択、賃借料における土地・施設等の買収及び返還を徹底するとともに、土地の賃借料については、契約単価の見直しを推進するなどして、経費削減に努め、「事業の管理が適正かつ効率的」に行われるよう取組みされたい。

### (2) 監査を受けるにあたって検討又は留意すべき事項

#### ① 事務分掌表について

様式を改め、担当職員の事務従事年数を記載することになっていたが、記載されていない課所が散見された。今後は、監査の実施要項及び記載要項に基づき記載されたい。

◎ 事務事業の実施状況における「財源内訳」の説明について

監査資料の事務事業の実施状況に、国庫補助、県支出金及び地方債並びにその他財源の内訳が記載されている場合には、その内容を説明するとともに、内訳金額を資料に記載されたい。

◎ 委託をはじめとした、契約に係る支出負担行為（赤伝）・支出命令表の起票について

委託料をはじめとした市の契約行為に伴う支出に当たっては、契約を締結する際に、田村市財務規則第47条（支出負担行為の原則）及び第48条（支出負担行為の手続）に基づき、支出負担行為表（様式35号）を作成するとともに、支出命令表を起票する際には、田村市財務規則第2節（支出の方法）に基づき、適正に処理することを徹底されたい。